

業務説明書

1. 委託業務名

令和8年度 台湾における奈良県産イチゴの販路拡大に向けたプロモーション業務

2. 委託業務の目的

台湾は奈良県産イチゴの重要な輸出先であり、県ではこれまで台湾向けいちご防除基準の策定や出荷体制の整備など、輸出拡大に向けた取組を進めてきた。また、台湾で実施した市場調査では、「古都華」に対する評価は高い一方で、認知度は十分とは言えず、さらなる販売拡大に向けては認知度向上が課題となっている。

そこで本業務は、台湾において奈良県産イチゴの魅力を効果的に発信し、消費者の認知度向上および購買行動の促進を図ることにより、奈良県産イチゴの販路拡大と輸出量の増加につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4. 委託業務の内容

(1) 小売店での試食販売の実施

- ・高級小売店等において、奈良県産イチゴ「古都華」の試食販売を実施する。
- ・台北市および高雄市において、それぞれ1店舗以上で、1店舗あたり2営業日以上実施する。
- ・奈良県産イチゴが比較的高単価で販売されていることを踏まえ、奈良県産イチゴの購買層に訴求できる店舗を選定する。
- ・実施は、令和8年12月～令和9年2月の間の任意の日程とする。
- ・試食用のイチゴの費用は事業費に含めるが、販売に供するイチゴの費用は事業費に含めない。
- ・商品の特長（品種名、食味および産地等）を来店者に訴求する。
- ・販売数量やその他把握可能な販売実績ならびに来店者の反応を記録する。

(2) 飲食店でのフェアの実施

- ・飲食店（百貨店および商業施設内店舗も可）において、奈良県産イチゴ「古都華」を使用したフェアを実施する。
- ・台北市および高雄市において、それぞれ1店舗以上で、1店舗あたり3営業日以上実施する。
- ・実施は、令和8年12月～令和9年2月の間の任意の日程とする。
- ・メニューを通じて、奈良県産イチゴの魅力（食味および見た目）を訴求する。
- ・奈良県産イチゴを使用したメニューを開発するにあたり、飲食店にイチゴのサンプルを提供する場合、これにかかる費用は事業費に含めることができる。
- ・来店者によるSNS投稿等、情報拡散を促進する工夫を行う。
- ・フェアメニューの販売状況や来店者の反応を記録する。

(3) プロモーションに係る広報

- ・試食販売およびフェアの実施にあたり、SNS等を活用し、試食販売およびフェア

の実施前および実施期間中に広報を行う。

- ・現地消費者への訴求を意識した情報発信を行う。
- ・投稿内容、発信時期および効果等を整理する。

(4) 消費者アンケートの実施

- ・試食販売およびフェア実施時に、消費者アンケートを実施する。
- ・調査項目は、食味の評価、価格受容性および認知度等を含める。
- ・結果を集計し、分析する。

(5) 事業者との調整と必要物品等の調達

- ・プロモーションの実施に必要な事業者等との調整を行う。
- ・必要な物品および資材等の調達は業務に含むものとする。
- ・プロモーションに必要なイチゴの輸出に係る各種手続および物流手配を行う。

(6) その他の業務

- ・契約書の作成を要する。
- ・契約にあたっては、原則として県が示す業務委託契約書案を使用する。
- ・契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書（様式自由）を作成し、県に提出し、その承諾を得る。
- ・委託業務の遂行に際しては、進捗状況およびその後の実施内容を確認するため、県の担当者と月1回以上の打合わせを実施する。
- ・業務完了後は、速やかに委託業務完了報告書（第1号様式）を県に提出する。

5. 成果品

本業務の成果品及び納期は、以下のとおりとする。

- ・成果報告書、経費明細書、業務の成果に関する資料
- ・納期：令和9年3月26日（金）

6. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本業務を受託しようとする者は、奈良県公契約条例に関する別紙の遵守事項を理解した上で受託すること。
- (2) 業務実施の詳細については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。
また、業務の進捗や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(第1号様式)

令和 年 月 日

委託業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地

商号

代表者名

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称

令和8年度 台湾における奈良県産イチゴの販路拡大に向けたプロモーション業務

2. 契約年月日 令和 年 月 日

3. 業務期間 自：令和 年 月 日

至：令和 9年 3月26日

4. 成果品

- ① 成果報告書（様式自由）
- ② 経費明細書（様式自由）
- ③ 業務の成果に関する資料
- ④ その他、知事が必要と認める資料